

令和6年度

財政健全化判断比率等  
審査意見書

笛吹市監査委員

## 1 審査の対象

令和6年度の決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率。

## 2 審査の期間

令和7年8月5日

## 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率について、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかに着目し、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、あわせて関係職員の説明を聴取した。

## 4 審査の結果

### (1) 審査意見

審査に付された下記の比率については、適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	12.50 %	(実質収支比率) (10.47%)
② 連結実質赤字比率	— %	17.50 %	(連結実質収支比率) (26.91%)
③ 実質公債費比率	7.5 %	25.0 %	
④ 将来負担比率	— %	350.0 %	
⑤ 資金不足比率	— %	(経営健全化基準) 20.0 %	

※赤字でない時は「—」と表記

① 実質赤字比率について

令和6年度は、実質収支比率が10.47%と黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする実質赤字比率の基準は12.50%である。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度は、連結実質収支比率が26.91%と黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする連結実質赤字比率の基準は、17.50%である。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は7.5%となっており、早期の健全化を必要とする実質公債費比率の基準25.0%を下回り基準の範囲内である。

④ 将来負担比率について

将来負担額から充当可能財源等を引いた「将来負担すべき実質的な債務」は、数値がマイナスとなることから、将来負担比率は算出されない。早期の健全化を必要とする将来負担比率の基準は350.0%である。

⑤ 資金不足比率について

算定基礎となる公営企業会計が黒字であるため、資金不足比率は算定されない。経営の健全化を必要とする経営健全化基準は20.0%である。

(2) 是正改善を要する事項

令和6年度における健全化判断比率等は早期健全化基準及び経営健全化基準の範囲内であるが、引き続き全国類似都市の各比率平均値等を常に注視しながら施策に取り組まれない。

今後も健全な財政基盤の確立のため、県内他市の財政指標及び財政運営を参考とし、長期的な視点で歳入と歳出のバランスを図りながら、財政運営が推進されるよう望むものである。